

環境市民厚生常任委員会

日 時 令和5年11月15日（水） 午後1時30分 ～
場 所 第1委員会室

1 開 議

2 行政報告

【市立病院】

(1) 人間ドック 検査項目数値の誤りについて

【こども未来部】

(1) 「木育ひろばKIRI no KO（きりのこ）」及び
「ギャラリーあそびの森かめまるランド」の利用状況について

(2) 就学前施設の再編整備等に係る例規整備について

【市民生活部】

(1) 亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

3 その他

亀岡市立病院 人間ドック 検査項目数値の誤りについて

経過

10月5日(木)夕方に亀岡市立病院で本年6月～9月に、人間ドックを利用された60名の方の結果報告における血清蛋白分面の検査項目の一部において、誤った数値が入力されていたことが判明した。

健診システム設定の不備が原因であり、10月10日(火)にシステムの改修を行った。

受診された60名の方に対しては、個別に電話連絡により説明を行った上で、正しい内容に修正した人間ドック結果報告書及びお詫び文書を10月13日(金)に発送した。

また、受診者からの問い合わせには、技師または医師が丁寧に説明し対応した。

原因

当院では人間ドックの検査項目について、一部を外部の検査会社に委託しており、本年5月に委託先の変更を行った際の健診システム設定の不備が原因であった。

概要(健診結果)

対象者:令和5年6月6日(火)～令和5年9月7日(木)までの

当院人間ドックを利用された方 60名

対象となる検査項目:血清蛋白分面の β -グロブリン(腎臓病、貧血、高脂血症 指標)

健診結果判定区分概要(判定結果項目名:免疫血清)

	修正前		修正後
判定 A	0名	⇒	18名
判定 B	54名	⇒	36名
判定 D2	6名	⇒	6名

※今回、検査数値を修正したことによって、判定が悪くなったケースはなかった。

(参考)健診結果判定区分

A:異常なし B:軽度異常あるも日常生活に支障なし D2:要精密検査

今後の対応策

今回の件を受けて、院内で今回の事象を検証、共有するとともに、検査データ全体の精度管理の徹底を図り、再発防止に一層努力をしていきます。

令和5年11月15日
環境市民厚生常任委員会

－ 提出資料 －

- (1)「木育ひろば KIRI no KO(きりのこ)」及び「ガレリア
あそびの森かめまるランド」の利用状況について

- (2)就学前施設の再編整備等に係る例規整備について

こども未来部

「木育ひろばKIRI no KO(きりのこ)」及び「ガレリアあそびの森かめまるランド」の利用状況について

「木育ひろばKIRI no KO(きりのこ)」利用人数

令和5年度

(単位:人)

	0-2歳	子ども	大人	障がい者	その他	利用人数	利用人数(累計)	平日	休日	備考
4月	332	269	575	22	80	1,278	1,278	332	946	・令和5年4月22日開設
5月	999	995	2,103	65	0	4,162	5,440	1,669	2,493	
6月	967	858	2,023	55	0	3,903	9,343	2,096	1,807	
7月	1,229	1,186	2,553	69	0	5,037	14,380	937	4,100	※夏休み期間中は、「休日料金」
8月	1,509	1,543	3,175	103	0	6,330	20,710	0	6,330	※夏休み期間中は、「休日料金」
9月	1,827	1,439	3,465	113	5	6,849	27,559	2,179	4,670	
10月	1,495	1,129	2,724	89	50	5,487	33,046	1,939	3,548	
累計	8,358	7,419	16,618	516	135	33,046	33,046	9,152	23,894	

「木育ひろばKIRI no KO(きりのこ)」及び「ガレリアあそびの森かめまるランド」の利用状況について

「ガレリアあそびの森かめまるランド」利用人数

令和5年度

(単位:人)

	組数	子ども	大人	利用人数	市外家庭数	利用人数(累計)	市外家庭数(累計)	備考
4月	1,251	1,961	1,701	3,662	326	3,662	326	
5月	1,089	1,651	1,546	3,197	380	6,859	706	
6月	1,092	1,634	1,463	3,097	333	9,956	1,039	
7月	1,389	2,087	1,885	3,972	443	13,928	1,482	
8月	1,487	2,345	2,102	4,447	504	18,375	1,986	
9月	1,422	2,120	1,972	4,092	481	22,467	2,467	
10月	1,248	1,844	1,703	3,547	373	26,014	2,840	
累計	8,978	13,642	12,372	26,014	2,840	26,014	2,840	

各年度

(単位:人)

	組数	子ども	大人	利用人数	市外家庭数	利用人数(累計)	市外家庭数(累計)	備考
令和2年度	5,219	7,454	6,384	13,838	321	13,838	321	・令和2年12月21日開設 ・令和3年3月31日までの利用者数
令和3年度	13,603	20,415	18,324	38,739	3,858	52,577	4,179	・令和4年3月31日までの利用者数
令和4年度	19,285	28,886	28,576	57,462	9,735	110,039	13,914	・令和5年3月31日までの利用者数
令和5年度	8,978	13,642	12,372	26,014	2,840	136,053	16,754	・令和5年10月31日までの利用者数
累計	47,085	70,397	65,656	136,053	16,754	136,053	16,754	

就学前施設の再編整備等に係る例規整備について

亀岡市立認定こども園条例及び亀岡市立保育所条例の一部を改正する等の条例案

1 趣旨

多様化する教育・保育ニーズに対応し、子どもの健やかな育ちを支援するため、教育・保育を一体的に行う認定こども園への移行を進めるなど就学前施設の再編整備を行うこととし、関係条例を改正するものです。

2 主な内容

(1) 亀岡市立認定こども園条例及び亀岡市立保育所条例の一部改正

① 認定こども園への移行

ア 別院保育所

○令和6年4月から、保育所型認定こども園へ移行

・園名 山の自然こども園別院 ・定員 40人（1歳児～5歳児）

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
現在と変更なし	0	6	6	9	9	10	40

イ 保津保育所

○移転整備工事完成後、新園舎で保育所として開園

○令和7年4月から、保育所型認定こども園へ移行

・園名 保津こども園 ・定員 90人（0歳児～5歳児）

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
現状①	0	6	6	12	13	13	50
こども園移行後②	6	12	12	20	20	20	90
②-①	6	6	6	8	7	7	40

ウ 市立幼稚園

○令和7年4月から、幼保連携型認定こども園へ移行

・園名 亀岡こども園 ・定員 102人（満3歳児～5歳児）

	満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
現状①	0	40	60	60	160
こども園移行後②	12	30	30	30	102
②-①	12	△10	△30	△30	△58

※条例では、定員の合計のみ規定することとなりますが、年齢別の内訳は上記のとおりとする予定です。

②一時保育事業を行うことができる規定の整備

認定こども園が行うことができる事業として、一時保育事業を加える。この規定に基づき、保津こども園で一時保育事業を行う。

③共同の調理室を設けることができる規定の整備

調理室を備えないこととした認定こども園に食事を提供する必要がある場合は、その認定こども園以外の認定こども園に共同の調理室を設けることができる規定を整備する。この規定に基づき、保津こども園新園舎内に、亀岡こども園分の給食を調理する共同の調理室を設ける。

(2) 亀岡市立幼稚園条例の廃止

市立幼稚園の認定こども園移行に伴い、亀岡市立幼稚園条例を令和7年4月1日で廃止する。

3 公布・施行日

時 期	項 目
令和5年12月	条例改正案上程 公布
令和6年4月1日	施行 (別院保育所のこども園移行)
令和6月 (保津保育所移転整備工事完成後)	施行(公布の日から2年を超えない範囲内) (保津保育所の位置変更(新所在地))
令和7年4月1日	施行 (保津保育所及び市立幼稚園のこども園移行、一時保育事業の実施、共同の調理室の設置、亀岡市立幼稚園条例の廃止)

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

1 趣旨

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」の一部改正に伴い、所要の規定整備を図ります。

2 公布・施行日

令和5年12月 条例改正案上程
公布の日から施行

環境市民厚生常任委員会資料

【市民生活部】

目 次

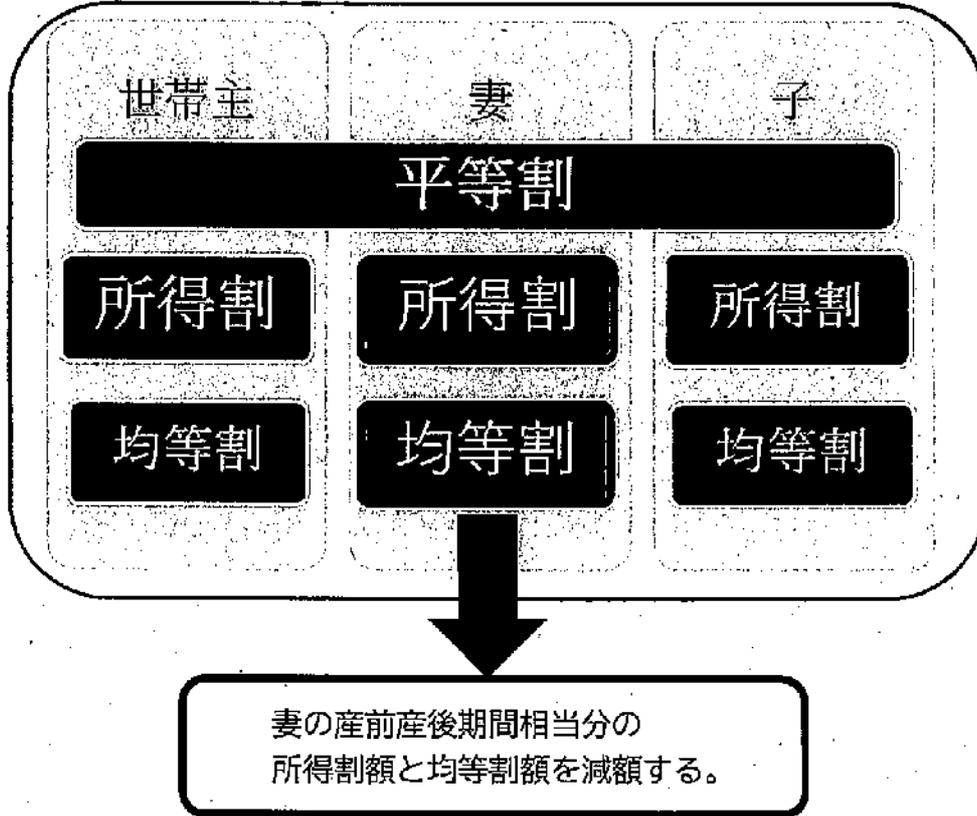
資料 1	1
------	---

亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

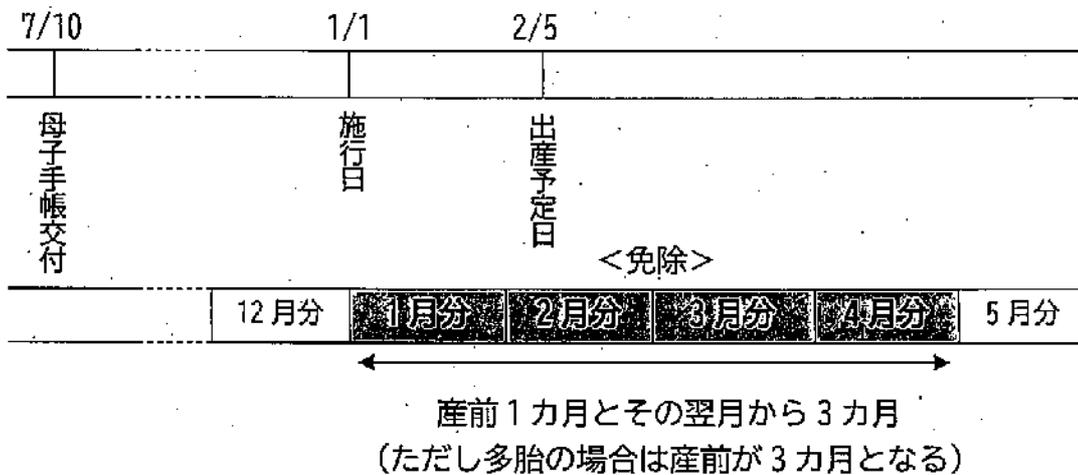
(保険医療課)

産前産後期間の国民健康保険料の免除について

【保険料減額のしくみ】



【減額月のイメージ】



保発 0720 第 4 号
令和 5 年 7 月 20 日

都 道 府 県 知 事
地 方 厚 生 (支) 局 長 } 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政省令の公布について (通知)

今般、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律 (令和 5 年法律第 31 号。以下「改正法」という。) の施行に伴い、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 (令和 5 年政令第 243 号。以下「整備政令」という。) 及び全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令 (令和 5 年厚生労働省令第 95 号。以下「整備省令」という。) が本日付で公布された。

整備政令及び整備省令の内容は下記のとおりであるので、御了知の上、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願いする。

記

第 1 整備政令の概要

1 国民健康保険法施行令 (昭和 33 年政令第 362 号。以下「国保令」という。) の一部改正

(1) 出産した被保険者等に係る国民健康保険料の免除措置に関する事項

ア 世帯に出産する予定の国民健康保険の被保険者又は出産した被保険者 (以下「出産被保険者」という。) がある場合においては、当該世帯の世帯主に対して賦課する国民健康保険料の所得割額及び被保険者均等割額を減額するものとする。

(第 29 条の 7 第 5 項第 8 号関係)

イ アに基づき減額する額は、出産被保険者の出産の予定日 (厚生労働省令で定める

場合には、出産の日)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、三月前)から出産予定月の翌々月までの期間に係る所得割額及び被保険者均等割額とする。(第29条の7第5項第9号関係)

(2) その他所要の改正を行う。

2 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和34年政令第41号)の一部改正

(1) 市町村の国民健康保険に関する特別会計への繰入金金の算定方法等に関する事項

ア 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第72条の3の3第1項の規定により毎年度市町村が繰り入れる額は、厚生労働省令で定めるところにより、同法の規定により保険料を徴収する市町村にあっては(一)に掲げる額とし、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により国民健康保険税を課する市町村にあっては(二)に掲げる額とする。(第4条の5第1項関係)

(一) 当該市町村が徴収する当該年度分の保険料について、当該市町村が1の(1)に定める基準に従い所得割額及び被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額(その額が現に当該年度分の国民健康保険法第72条の3の3第1項に規定する減額した額の総額を超えるときは、当該減額した額の総額)

(二) 当該市町村が課する当該年度分の国民健康保険税について、当該市町村が地方税法第703条の5第3項に定める基準に従い所得割額及び被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額(その額が現に当該年度分の国民健康保険法第72条の3の3第1項に規定する減額した額の総額を超えるときは、当該減額した額の総額)

イ 国民健康保険法第72条の3の3第1項の規定による繰入れは、当該市町村の国民健康保険に関する特別会計(同特別会計が事業勘定及び直営診療施設勘定に区分されているときは、同特別会計事業勘定)に繰り入れるものとする。(第4条の5第2項関係)

ウ 国民健康保険法第72条の3の3第1項の規定による繰入れについて国及び都道府県が行う負担は、当該繰入れが行われた年度において行うものとする。(第4条の5第3項関係)

(2) その他所要の改正を行う。

3 地方税法施行令(昭和25年政令第245号)の一部改正

(1) 出産被保険者に係る国民健康保険税の免除措置について、1(1)に準じた改正を行う。

(2) その他所要の改正を行う。

第2 整備省令の概要

- 1 国民健康保険法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 53 号）の一部改正
整備政令による改正後の国保令第 29 条の 7 第 5 項第 9 号において厚生労働省令で定めることとしている場合は、以下のいずれかとする（第 32 条の 10 の 2 関係）。
 - ア 被保険者が出産した後に、国民健康保険料（税）の所得割額及び被保険者均等割額の減額を受けるための届出を行った場合
 - イ 被保険者が出産した後に、出産した被保険者の属する世帯の世帯主が、当該届出を行っていない場合であって、市町村が当該届出で届けられるべき事項を確認することができる場合

- 2 国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令（昭和 38 年厚生省令第 10 号）の一部改正
改正法により、出産被保険者に係る国民健康保険料（税）の所得割額及び被保険者均等割額の減額相当額について、市町村が当該市町村の一般会計から国民健康保険に関する特別会計に繰り入れなければならないこととされたことに伴い、以下の改正を行う。
 - ア 調整対象需要額及び市町村調整対象需要額の算定にあたって、保険給付費の支給並びに前期高齢者納付金及び介護納付金の納付に要した費用から控除することとされている公費負担額に、当該繰入額を加える（第 4 条関係）。
 - イ 国保令第 29 条の 7 の 2 第 2 項又は地方税法第 703 条の 5 の 2 第 2 項に規定する特例対象被保険者等の保険料（税）を減額する場合に交付される特別調整交付金の額の算定にあたって、賦課期日に賦課された被保険者に係る保険料の総額を賦課期日における被保険者の総額で除して得た額（市町村の平均保険料）に保険料軽減制度の対象となる特例対象被保険者等の総数を乗じて得た額から控除することとされている公費負担額に、当該繰入額を加える（第 6 条関係）。
 - ウ その他所要の規定の整備を行う。

- 3 国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令（昭和 47 年省令第 11 号）の一部改正
 - (1) 改正法による改正後の国民健康保険法（以下「新国保法」という。）により、市町村が条例又は地方税法の規定に基づき出産被保険者に係る国民健康保険料（税）につき減額した額の相当額について、市町村が当該市町村の一般会計から国民健康保険に関する特別会計に繰り入れなければならないこととされたことに伴い、出産被保険者に係る国民健康保険料（税）の所得割額及び被保険者均等割額の減額相当額の算定方法を定める。（第 6 条の 5 関係）
 - (2) その他所要の規定の整備を行う。

- 4 国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金、財政安定化基金及び標準保険料率に関する省令（平成 29 年厚生労働省令第 111 号）の一部改正
 - (1) 市町村標準保険料率及び都道府県標準保険料率の算定において、新国保法第 72 条の

3の3第1項の規定による繰入金、市町村標準算定基礎額及び都道府県標準算定基礎額の算定の基礎となる国民健康保険事業に要する費用のための収入に含めないこととする。(第27条第2項)

(2) その他所要の規定の整備を行う。

第3 施行期日等

1 整備政令

(1) 施行期日

整備政令は令和6年1月1日から施行する。(附則第1項)

(2) 経過措置

第1の1(1)に掲げる事項は、令和5年度分の国民健康保険の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の当該保険料について適用し、令和5年度分の当該保険料のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの当該保険料については、なお従前の例による。(附則第2項)

2 整備省令

整備省令は、令和6年1月1日から施行する。(附則)